

令和2年（ネ）第 号 損害賠償請求控訴事件（原審事件番号 京都地方  
裁判所平成28年（ワ）第2572号）

控訴人 山口 薫

被控訴人 学校法人同志社

## 控 訴 理 由 書

令和2年6月3日

大阪高等裁判所第●民事部●係 御中

〒659-0066

兵庫県芦屋市大槻町5丁目13番 芦屋グランドビル30

2

芦屋本通り法律事務所（兵庫県弁護士会所属）

電 話 0797（61）5215

ファックス 0797（61）5216

同代理人

弁 護 士 辰巳裕規

第1. 科目担当強要・ゲストスピーカー代替という違法行為への加担強要による学  
問の自由侵害についての判断遺漏・事実誤認ないし法律解釈の誤り

### 1. 原判決の判示

原判決は「・・・学内行政として、上記の手続を踏んでゲストスピーカーへの  
切替が行われたことに照らすと、原告がうる主張するようは違法への加担要  
請や違法な科目担当の強要、原告に保障された教授の自由（自己の専門とし  
ない分野の教授を強いられない自由）の侵害といったことは認められな  
い。」と判示する（原判決36頁）。

### 2. 判断の遺漏等

「ゲストスピーカー」は学校教育法92条2項の教員ではないことは争いはな  
いところ、グリーン科目を構成する各分野について教員ではないゲストスピー  
カーに科目担当をさせることは違法である。また、各分野について専門では  
ない控訴人あるいは新田氏に科目担当をさせることも違法である。仮に被控  
訴人の学内手続を踏んでゲストスピーカーへの切り替えが行われたとしても違  
法状態は何ら解消されるものではない。

原審では、教員資格のないゲストスピーカーが講義を行うことが学校教育

法上違法ではないか、専門分野ではない科目担当を教員に強要することは違法ではないかについて判断を必ず行うように求めていたが、原判決はこの判断を遺漏している。学内手続を踏んだか否かが問題では無い。控訴審におかれては、教員資格のないゲストスピーカーが講義を行うことが違法か否か、専門分野ではない科目担当を教員に強要することは違法ではないか、これらを強要される行為は違法か否かについて必ず御判断願いたい。

## 第2. 指導担当外しによる学問の自由の侵害についての事実誤認ないし法律解釈の誤り・判断の遺漏

### 1. 原判決の判示

原判決は「・・・このように、原告が平成25年度春のプロジェクトリサーチIIが開講されなかったのは、これに先立つ平成24年秋の開講科目であるプロジェクトリサーチIを希望する学生がいなかったからにすぎないのであり、本件全証拠を検討しても、原告が主張するような差別的な扱いがあったことを認めるに足りる証拠はない。」と判示する（原判決37頁）。

### 2. 判断の遺漏等

(1) しかしながら、まず控訴人は「プロジェクトリサーチII」が開講されなかったことだけを問題としているのではなく、それに先立つ「プロジェクトリサーチI」について「教授会の審議・承認を経ずに行われたこと」の違法性と、近藤委員長による差別的な扱いを違法と主張している。原判決も原告の主張整理では「・・・近藤委員長が原告のみを「Project and Solution Research」の指導担当教員から外すという差別的な扱いを行い、しかもそれが教授会における審議・承認を経ずに行われたことは、上記ゼミにおいて原告だけが指導を担当する学生を受け持つことができないということであり、原告に保障された教授の自由を侵害する行為であったといえる。」としている（5頁）。

そして近藤委員長も指導担当の決定も教授会でなされなければならないこと、教授会における審議・承認を経ていないことを認めている（飯塚28頁）。

原判決は、教授会の審議・承認を経ずに、指導担当から控訴人を外したことの違法性についての判断を遺漏しているから、控訴審では必ず御判断願いたい。

(2) また、原判決は、サラム氏の陳述書（甲57）について一切証拠評価して

いない。サラム氏は国費留学生であり、控訴人による研究指導を希望して留学を果たしたのであり、当然に控訴人の研究指導を希望していたが、近藤委員長により意に沿わずに控訴人の指導担当を外された旨を赤裸々に述べている。

控訴人は控訴審においてサラム氏の供述を敷衍して更に主張立証することを検討するが、原判決はサラム氏の勇氣ある供述を一切等閑視しており、判断遺漏・事実誤認・証拠評価の誤りは明らかである。

### 第3. 科目担当外しによる学問の自由の侵害についての事実誤認ないし法律解釈の誤り、判断の遺漏

#### 1. 原判決の判示

原判決は「…国際プログラム委員会は、原告に対し、ビジネスエコノミクス講義が1年次の配当科目である以上、基本的かつ一般的な内容の授業を行うこと、すなわち、システムダイナミクスを使わない経済学を教える旨を依頼したが、原告はこれを聞き入れなかったことが認められる…」 「…カリキュラムの編成や個々の授業で扱う内容は教授会の審議・議決によって被告が決定すべきものであり…、そもそも、個々の教員はこれに従って授業を行うべき義務を負っているのであるから、上記の状況であった平成25年度ビジネスエコノミクス講義に関して、その科目担当者を原告から他の教員に変更する以外に学生に有意義な授業を提供する手段がないとして、平成25年度からは別の教員を同科目の担当者とする事とした被告の判断は、やむを得ないものであったというべきである…」 「そして、本件全証拠を検討しても、被告の上記判断にあたり、原告が主張するような近藤委員長の恣意や独断が働き適正な手続を欠いた人事がされたことを認めるに足りる証拠はない。」と判示する（38頁）。

#### 2. 事実誤認等

平成25年春学期のビジネスエコノミクス講義は、平成24年秋入学の学生のために、教授会の審議・決定を経て決定されていたものであること。

そもそも原判決は「年度」の理解を誤っている。GMBAの学生は秋期入学であり、平成24年秋入学の学生のために、それ以前に既にビジネスエコノミクス講義は必修科目化されていた。そして、平成25年春からの（平成25年【度】春ではない）後期の講義のために、前半である平成24年秋学期においてシステムダイナミクスを必修科目化するというカリキュラム編成を平成24年

秋入学の学生受け入れに先立って教授会で審議・決定していた。

近藤委員長は平成24年秋に入学する学生には当然のことであるが1年間のカリキュラム・シラバスが示されることを認める証言をしている（飯塚14頁）。シラバスは学生との契約であり、その内容は事前に教授会で決定されること、平成24年秋入学の学生には平成25年春のビジネスエコノミクスの科目担当は控訴人であり、システムダイナミクスを用いた講義も行われることは講義内容に示されていることは浜研究科長も認める証言をしている（浜23頁・25頁）。既に平成25年春学期において控訴人がシステムダイナミクスも利用するビジネスエコノミクスの科目を担当することは平成24年秋入学の学生受け入れ以前に教授会で審議・承認されていたことをまず出発点として必ず押さえなければならない。原判決はあたかも平成25年【度】ビジネスエコノミクス講義のカリキュラムのあり方や担当をこれから審議・決定するものであるかのように認定しているが、明らかな事実誤認であり、必ず是正されなければならない。既に教授会で審議・決定されていたカリキュラムを近藤委員長が教授会の審議・決定を経ずに平成24年12月17日のメール（乙17）にて変更し、控訴人を科目担当から外したことの違法性を問うているのである。

控訴審では、既に教授会で審議・決定されていた1年間のカリキュラム（平成24年秋～平成25年夏）を教授会の審議・決定を経ずに変更することが違法か否かについて必ず判断を御願いたい。

#### 第4. 8 コマルール適用の違法による学問の自由の侵害についての事実誤認・法律解釈の誤り

##### 1. 原判決の判示

原判決38頁以下のとおり。

##### 2. 事実誤認ないし法律解釈の誤り

原審主張のとおり。

#### 第5. 近藤教授による差別発言による学問の自由の侵害についての法律解釈の誤り・判断の遺漏

##### 1. 原判決の判示

原判決は「・・・近藤委員長が、平成25年1月9日に開催されたビジネス研究科の教授会において、原告に対し、原告の授業内容は偏った経済学であり、プログラム上困る等と発言したことは認められる。近藤委員長による上記発言

は、その文言のみから見れば原告の研究内容の学問上の差別とも受け止められかねないものであった」としつつ（38頁）、「近藤委員長の上記発言の意図するところは、原告に対して国際プログラム委員会の意見としてシステムダイナミクスに偏った内容ではなく、ミクロ経済学とマクロ経済学を概観する内容が求められるという趣旨であったことが認められる・・・本件全証拠を検討しても、近藤委員長が原告に対する学問上の差別を意図して上記発言をしたことを認めるに足りる証拠はない。」として、その違法性を否定する（38頁以下）。

## 2. 法律解釈の誤り

原判決も「偏った経済学」という文言は、研究内容の学問上の差別と受け止められかねないものであったことは認めている。

ところが原判決は、近藤発言が「差別を意図したものであること」という要件を加え、その立証責任を控訴人に課している。そして、発言の意図はミクロ経済学とマクロ経済学に偏った内容ではなく、ミクロ経済学とマクロ経済学の双方を概観する内容が求められているという趣旨であったという近藤の供述・証言を鵜呑みし、差別的意図は認められないということで近藤を免責している。

しかし差別表現による人格権侵害・名誉権侵害において「差別意図」は不可欠な要件ではない。通常は、故意または過失で足りる。むしろ、客観的に差別表現がなされ、これにより現に被害者の人格・名誉（本件では学問的名誉・信用）が傷つけられたのであるから、特段の事由がない限り（特段の事由の立証責任は被控訴人が負う）、違法性は阻却されないと解すべきである。なお、近藤委員長は控訴人の講義などを直接聴講したこともないし（飯塚25頁）、専門家でもない（飯塚25頁）。控訴人は、現にマクロ・ミクロの一般理論を広く講義してきた。近藤委員長は学者・研究者でありながら、他の学者・研究者である控訴人の講義内容を確認することなく、また理解もしないまま「偏った経済学」であるなどと発言をしており、故意または過失は優に認められる。

そして近藤委員長による「偏った経済学」という差別発言は、教授会という公式の場で行われている。しかも、その教授会は、控訴人の定年延長提案拒否や控訴人がビジネスエコノミクスから外されたことなどが問題とされたことがテーマとされたシビアな場であり、控訴人の講義内容あるいは研究業績等がまさに問われている場であった。このような場で、国際プログラム委員

長という優越的な立場にある近藤教授が控訴人の講義内容あるいは学者・研究者としての研究業績の核心に直結する事項について差別発言をしたのである。しかも、仮に差別的意図がなければその場で、あるいは事後的にでも、その意図を釈明することが極めて容易であったにもかかわらずそれすらせずに、議事録にも留められ、発言を維持し続けていることに鑑みれば（近藤氏が意図を語ったのは原審証言時あるいは陳述書提出時が初めてである）、近藤委員長による「偏った経済学」という差別発言は極めて深刻なものであり、その違法性は絶対に阻却されない。

## 第6. 教授会誤導による学問の自由の侵害についての法律解釈の誤り

### 1. 原判決の判示

原判決は「…原告がグリーンマネジメントの科目の担当を放棄したことについて、上記の客観的状況に従って説明をしたにすぎないものであることが認められる…」などとして違法性を否定している（40頁）。

### 2. 法律解釈の誤り

浜研究科長は、上記説明の際に、グリーンマネジメント科目担当をめぐる「客観的状況」の説明に際し、学校教育法上の教員資格のないゲストスピーカーが科目を担当することの違法性、専門分野でない科目を担当させられることの違法性は説明していないから、説明としては恣意的なものとならざるを得ないのであり、教授会に出席した他の教授はグリーン科目強要の違法性を認識できないという誤導をさせられているのであるから、原判決には法律解釈の誤りがある。

## 第7. 総合政策科学研究科からの出講依頼を浜研究科長が独断で握りつぶしたことについての事実誤認ないし法律解釈の誤り・判断の遺漏

### 1. 原判決の判示

原判決も「…確かに、総合政策科学研究科からの原告の出講要請に関して、ビジネス研究科の教授会において正式に審議がされたことはないことがうかがわれる…」（40頁以下）、「…やや手続的に不透明な点はある…」（41頁）としつつ、「…同志社大学の専任教員は所属する学部・研究科以外の設置科目を学内出講という形で担当する場合には、当該専任職員が所属する学務・研究科において被告の教員の地位を有することが前提となる…」、控訴人について「定年延長を決定しない方向であった」ことなどから違法と

評価することは出来ないと結論づけている（40頁以下）。

## 2. 事実誤認ないし法律解釈の誤り

原判決は思考過程が逆である。この出講依頼が適正な手続に従って教授会に諮られたならば、そのことも踏まえて控訴人の定年延長提案拒否の妥当性について他の教授らの判断も変わる可能性は十分ある。少なくとも、出講依頼を教授会に諮った上で、判断がなされるべきであるし、控訴人はそのような地位にあったのに、浜研究科長に握りつぶされたのであるから、違法である。

## 3. 判断の遺漏

この総合政策科学研究科からの出講依頼の握りつぶしは、アミン氏（甲10）・佐藤氏（甲11）・切東氏（甲12）という現に総合政策科学研究科において控訴人の研究指導を完成年次（2014年（平成26年）3月）まで受けることを研究計画としていた学生や、そのことを目指して国費留学をしてきたタフオヤ氏（甲9）に与えた影響、控訴人から見ればこれらの学生を教授する自由を奪われたことについて全く判断しておらず、判断の遺漏は明らかである。

## 第8. 八田学長の不作為についての法律解釈の誤り

### 1. 原判決

原判決は、「…原告が是正を求めた浜研究課長らの行為に違法といえる点は存在しないことからすると、八田学長が原告の求めるような是正措置を講じなかったことが違法となることはない…」と判示する（41頁以下）。

### 2. 法律解釈の誤り

- (1) しかしながら、浜研究科長・近藤委員長ら（なお、グリーン科目強要は八田学長自身の作為である）の各行為は違法である。
- (2) また、浜研究科長らの各行為の違法性に関わらず、八田学長には学問の自由確保義務（就労環境調整義務）として、作為義務が課せられていたにも関わらず、これを懈怠したことは明らかである。ハラスメントやいじめ等防止は、個々の行為の違法性を前提とは必ずしもしないのと同じである。教授会の審議・承認を経ずに、指導担当外し・科目担当外しが行われ、偏った経済学などという文言上は差別的な発言がなされ、総合政策科学研究科からの出講依頼が教授会に諮られないという状況の是正に真摯に応じる義務が八田学長にはあった。

(3) 特に、控訴人は総合政策科学研究科5年一貫制の担当教員として完成年次まで教員であることが前提となっており、現に研究指導途上の学生を複数抱えていた。総合政策科学研究科も出講依頼までしていた。控訴人が総合政策科学研究科において完成年次まで研究指導・教授をする権利が奪われないように、研究科間の調整をはかる義務が八田学長には存したにも関わらずこれを懈怠し、完成年次まで研究指導を行うという教授の自由の権利が奪われている。その違法性についての判断を原判決は遺漏している。控訴審におかれては、控訴人が5年一貫制の総合政策科学研究科の専任教員として完成年時まで学生を現に研究指導・教授している途上であったにも関わらず、教授の権利・自由が奪われたことについての違法性を必ず御判断願いたい。

以 上